



ISSN 0385-0838

第 118 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所  
東京都武蔵野市境5-24-10

電話 0422 (54) 3111

郵便番号 180-8629

# 地域統合の第三の波

東アジアのFTA

石川 幸一

第二次世界大戦後の世界の地域統合には大きな波があった。第一の波は、一九五〇年代末から一九六〇年代の欧州の地域統合であり、欧州経済共同体（EEC）が形成され、一九六八年には関税同盟が完成した。第二の波は一九八〇年代後半から一九九〇年代前半にかけてである。この時期には欧州が共同市場を完成させ、米州が米加自由貿易協定に加え、一九九四年に北米自由貿易協定（NAFTA）を創設した。第三の波は現在進行中であり、欧州、米州にアジアが加わっている。欧州はEU拡大を二〇〇四年に実現し、米州では北中南米三四カ国による米州自由貿易地域の交渉が行われている。そして、従来、FTA（自由貿易地域）の空白地帯と言われてきた東アジアが地域統合の波に加

わった。東アジアの地域統合は二一世紀に入り急速に活発化した。締結された東アジアのFTAは六つだが、交渉中、研究のもの、東アジア域外とのものを含めると八〇を超える<sup>1)</sup>。東アジアの地域統合は、すべて二国間・地域のものであり、東アジア全域を対象とするはない。この点が、欧州、米州との大きな相違である。しかし、東アジアのほぼ全域を対象とする東アジアFTAは、二〇〇四年一月のASEANプラス3（日中韓）首脳会議で今後の課題であることが合意され、研究を行うことが決まった。東アジアFTA（EAFTA）は、東アジアでパラパラに進められているFTAの集大成であり、東アジア共同体などの統合の深化への出発点となるものである。

## 目次

地域統合の第三の波	石川 幸一	(1)
最近の韓国政治外交情勢	野副 伸一	(4)
「国際中堅企業」の登場	西澤 正樹	(8)
急増する中朝経済事情	李 虎男	(10)
『アジアの窓』	小林 照直	(12)
中国の反日を考える		

### ASEANとのFTAを軸に形成

東アジアFTA構想および研究は、現在ASEANプラス3（日中韓）の枠組みで進められているが、経済の規模、貿易・投資面の結びつきを考えるとITの世界的生产基地であり、大きな経済・貿易規模を持つ台湾と金融・流通・通信などで大きな役割を果たしている香港を除く外することは不合理である。香港は、すでに中国と経済緊密化協定（CEPA）を締結しており、東アジアFTAに加わることは問題ないが、台湾は中国が反対するという問題がある。しかし、台湾は、台湾は独立関税地域としてWTOに加盟しており、APECのメンバーでもある。独立関税地域として東アジアFTAに加

わることを選択肢の一つである。

東アジアのFTA交渉は、ASEANプラス1が三組（日中韓）と日韓が交渉中であり、中韓は政府間の研究で合意している。ASEANと中国はアリーダーハーストに加え、二〇〇四年一月に関税引下げ交渉に合意し、二〇〇五年七月から引下げが開始される。日中韓が競争状態で交渉しているASEANプラス1が中心となっており、これを中核に東アジアFTA形成を目指すのが現実的である。しかし、三つのASEANプラス1を束ねても東アジアFTAにはならない。日韓、中韓、日中のFTAが必要だからである。このうち、日韓は交渉が行われており、中韓は政府間の研究の開始が決まっている。

### ミッシング・リンクは日中FTA

こうしてみるとミッシング・リンクは日中である。中国の王毅駐日大使は、東アジアで自由貿易ネットワークを築けるかどうかは、日中FTAの進展にかかっているとし、日中FTAの調査研究開始を呼びかけている<sup>2)</sup>。一方、日本では、中国はWTO約束の履行が先決であるとして、FTAは検討の段階にも至っていない。中国の輸入品の急増と大幅貿易赤字のため一時は脅威論が喧伝された中国との貿易は、香港経由の輸出を含めると収支はほぼ均衡しており、中国向け輸出は日本経済の回復を牽引して

いる。日中両国の関税率を比較すると、日本の工業品関税率は衣類などを除き非常に低く、特恵関税の利用などにより機械類の実効税率は〇%に近い。一方、中国の関税率はWTO加盟の約束により引き下げられているが、引き下げが完了する二〇一〇年時点の鉱工業品平均で八・九%と高く、家電製品などの品目は高止まりしている。このことは日中FTAが出来た場合、農業を除き、日本が中国よりも大きなメリットを受けることを意味している。一方、中国とのFTAを他の競合国が先に実現した場合、対中輸出で日本が不利になることは確実である。政冷経熱、北冷南熱といわれるが、日本が合意している東アジアFTAは日中FTAなしには成立しない。まずは、貿易、投資、産業への影響を含めた客観的な研究が必要であろう。

### 質が高く、広範なFTA

東アジアFTAは、包括的であるとともに質の高い、すなわち自由度の高いFTAとすべきである。ASEANと中国のFTA（ACFTA）は、二〇〇四年に物品の貿易に関する協定が締結されており、二〇〇五年四月に交渉が開始される日本とASEANのFTAに比べるとかなり先行している。しかし、その内容を見ると、自動車や家電製品など多くの品目をセンシティブ品目として自由化を先送りしており、「抜け穴」の大きなFTAである。

FTAは、関税撤廃により貿易が行われる（貿易創出効果）が一義的な目的とされているが、自由な貿易により競争力のある産業への資源配分を行い、より効率的な生産体制を実現し、経済厚生を高めることが大きな目的である。抜け穴の多いFTAは、こうした産業構造の転換効果が小さく、アジア大での効率的な分業構造の構築とアジアの企業・産業の競争力強化に寄与しない可能性が大きい。日本は、質の高い東アジアFTA実現のためのイニシアチブをとる必要がある。

質の高いFTAを作るためには、物品の貿易では、GATT24条に整合的であること、すなわち九〇%以上の貿易を自由化し、特定の産業を除外しないこと、が最低の条件であろう<sup>3)</sup>。サービス貿易については、相当な範囲の分野での自由化というGATS5条整合性を条件とし、自由化しない分野を明記するネガティブ・リスト方式とする。投資ルールについては、最恵国待遇、内国民待遇（設立前を含む）、国産品使用義務などパフォーマンス要求の禁止を含むなどが考えられる。

包括的な内容のFTA（経済連携協定：EPA）を指すことも重要である。具体的には、物品の貿易、サービス貿易、税関手続き、基準認証、投資、政府調達、競争、人の移動、知的財産権、衛生植物検疫、貿易救済措置および紛争解決が含まれ、環境や人材育成、中小企業、観光、ビジネス環境改善など広範な協力も含め

るべきである。

東アジア各国は、経済格差、発展段階の格差が極めて大きく、質が高く、かつ、機能する(Workable)なFTAを作ることが課題となる。そのためには、柔軟性や域内協力が重要である。

### 米国の懸念・反対に

#### どう対応するのか

米国は、東アジアでの二国間FTAに反対していなかったが、ASEANプラス3首脳会議で東アジア共同体を目標に掲げるなど、地域全体の統合への動きが具体化したことに対して、昨年からの懸念や反対の声が出てきている。ここで思い出させられるのは、マハティール・マレーシア首相が提唱した東アジア経済会議(EAEC)が米国の強い反対により頓挫した歴史である。EAECの構成国はASEANプラス3であり、現在進行している地域統合の枠組みと同じである。EAECは、コーカシアン抜き(Caucasians)とされた。

しかし、現在の東アジアの地域統合は閉鎖的ではない。その証左は東アジア各国と米国のFTAの動きである。シンガポールは米国とFTAを締結したし、タイは交渉中、韓国は検討中である。また、東アジア各国は、米国を主要市場としている国が多く、特にIT製品の最終

市場は米国であり、米国に対して依存した貿易構造を持っている。EAECの轍を踏まないためには、APEECなどを利用し、東アジアFTAが閉鎖的でないことを強調する必要がある。将来的には、豪州の参加やAPEEC・FTAへの拡大などを研究すべきである。

### 日本の課題は「農業」と「人の移動」

東アジアFTAを実現するための課題は、構成各国間の経済格差、台湾の参加、質の高さと柔軟性の両立など多いが、各国に共通する問題はセンシティブ・セクターの取り扱いである。

日本の場合、農業と人の移動(労働市場の開放)である。日本は、食糧自給率四〇%(カロリー計算)、米国に次ぐ食料輸入大国である。日本の農業は、米国の一二五分の一という小規模経営であり、六五歳以上の農業者が六割と高齢化が進行しており、FTAがなくなると競争力強化のための改革が必要である。世界のFTAをみると、農産品は一部除外、再協議、段階的自由化など柔軟な措置がとられている。農産品は柔軟な取り扱いをFTAでは行いながら、農産品の輸出など攻めの政策を取り入れ、競争力強化のための改革を進める必要がある。人の移動(労働市場の開放)は、フィリピンとのFTA交渉で看護師と介護士の日本での就労が条件付きで認められることになった。少子高齢化時代を迎える中で労働力をどのように確保するのか

は、FTAがなくても真剣に考えるべき課題である。「専門・技術をもつ人材は受け入れるが単純労働力は受け入れない」のが日本の方針である。しかし、日本にいる外国人労働者七六万人のうち、専門・技術分野の人材は二三・五%に過ぎず、残りは日系人や留学生アルバイト、不法残留者などでその多くは単純労働に従事しており、単純労働をすでに受け入れているのが実態である。外国人労働者の受け入れは様々なコストと問題を伴うのは周知のとおりである。現在のようななし崩し的な受け入れでなく、国民的合意に基づいた政策と環境整備が必要である。

注

1) 締結されているFTAは、ASEAN自由貿易地域(AFTA)、日本シンガポールFTA、中国と香港およびマカオとの経済緊密化協定(CEPA)、ASEANと中国の物品に関する協定(ACFTA)、韓国シンガポールFTAである。

2) 王毅「日中FTAの推進を」日本経済新聞 二月二日付け 経済教室

3) GATT24条は、実質的にすべての貿易を自由化するだけ規定しており、具体的な定義はないが、通常、往復貿易額の九〇%を自由化し、特定の産業(例えば農業)を除外しないことと理解されている。

(いしかわこういち・アジア研究所教授)